

## 障害者雇用の現状と改革の方向性

—一般雇用と共同作業所の現状から—

小野 浩（東京都／共同作業所全国連絡会）

### 1. 障害者雇用の現状と政府の動向

#### (1) 障害者雇用の現状

我が国における障害者の就労対策は二つの行政に分立している。一つは「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、雇用促進法）を根拠法令とした労働行政の障害者雇用対策であり、もう一つは、身体障害者福祉法と精神薄弱者福祉法及び精神保健法を根拠法令とした福祉的就労対策（障害者授産施設等）である。

雇用促進法は、1960年に「身体障害者雇用促進法」として立法化され、76年の改正、87年の改正を経て今日に至っている。立法化当初は、名称が示す通り身体障害者のみを対象としており、法定雇用率も努力規定期的なものであった。しかし、76年の改正でようやく法定雇用率は強制力をもち、雇用率未達成企業に対しては、一定額の「身体障害者雇用納付金」が課せられるようになり、87年の改正で、名称が改められ、精神薄弱者（知的障害者）と精神障害者も対象に加えられ、法定雇用率も0.1ポイント引き上げ、現行の1.6%（民間企業）に改定された。

ところが我が国は、法律制定以来一度も法定雇用率を達成したことがない。そもそも我が国の1.6%という法定雇用率は、フランス6%、ドイツ6%、イタリア10%など先進諸国に比べて非常に低いレベルにある。我が国は、77年の1.09%から、18年経た93年によくやく1.41%に達したという現状にある。

#### (2) 総務庁「勧告」とバブル経済崩壊の影響

一方こうした雇用状況のなかで、1990年5月に、総務庁は「身体障害者の福祉・雇用に関する調査結果」と題する行政観察報告書を発表し、雇用率の伸び悩みと授産施設をめぐるさまざまな問題点

を指摘した。雇用については、未達成企業に対する指導の強化と、改善されない場合は法律第16条にもとづいて未達成企業の企業名を公表するというものだった。

その後労働省は、92年3月に未達成企業4社の社名を公表した。こうした行政指導が反映してか、93年の雇用率は、それまで横這い状態だった1.3%台を上回り、1.41%を達成している（カウント方法は92年度までと異なり、それ以前の方法で算定すると1.39%となる）。

障害者雇用に対するバブル経済崩壊の影響については、正確なデータはない。政府統計と雇用対策の関連の範囲で指摘できることは、以下の点があげられる。まず第一に、バブル経済崩壊以前に、障害者雇用はたいへん低レベルな実態にあるため、企業のリストラにみられるような大規模な首切りといった事態は生まれていない。そもそも雇用者数が少なすぎるのである。第二には、前述の総務庁の勧告後、1992年の第123通常国会においてILO159号条約「障害者の職業リハビリテーションに関する条約」が批准されたことなどを背景に、急増した特例子会社制度や第3セクター方式などを通じて障害者雇用が少しづつであるが伸びてきていることがあげられる。こうした動向は、多くの障害者団体の運動の成果でもあるが、バブル経済崩壊と企業戦略としての障害者雇用という視点から、検討してみる必要はある。

### 2. 共同作業所運動の現状

#### (1) 共同作業所設置運動の現状

我が国の障害者雇用対策から除外され、厚生行政の福祉的就労対策からも除外されてきた重度障害者や精神障害者の働く場として70年代後半に生まれ、国際障害者年の1981年以降急増したのが、共同作業所運動である。共同作業所は、障害の種

別程度を越え、障害者、関係者の共同事業として運営する無認可法外施設であり、現在地方自治体の補助金制度を活用して、全国に3千ヶ所を越える勢いで設置されている。この数はすでに障害者福祉法にもとづく通所授産施設の数を上回り、障害者の社会参加のための現実的な社会資源といえるが、多くは無認可法外施設であるため、運営が脆弱であり、障害者の仕事も民間企業の下請が多くを占め、月額平均工賃1万円という現状にある。

#### (2)共同作業所に対するバブル経済崩壊の影響

前述の通り共同作業所は極めて脆弱であるため、今回のバブル経済崩壊や円高不況など市場経済の動向に直接的な影響を受けやすい。そのなかで最も影響を受けやすいのは、障害者の作業活動や就業援助活動である。

都内にあるA共同作業所では、92年度から93年度の作業収入が60%ダウンしてしまった(年間売上690万円から260万円に)。またF作業所では、93年中盤には全く下請の仕事が切れてしまったため、下請の受注は一切止め、オリジナル製品(パンケーキ)の製作に全面的に切り換えていた。共同作業所の仕事は、民間企業の下請・孫請が多いため、多くの作業所で作業の収入減がみられ、企業実習や就職をしていた障害者の多くは、作業所に戻されてしまうという事態が生じている。

### 3. 雇用対策の今日的動向と

#### 拡充のための課題

##### (1)重度障害者対策の推進

昨年8月労働省は、「重度障害者の雇用促進を中心とする障害者対策の積極的推進」を発表した。そのなかで、職業リハビリテーションの充実として、共同作業所に関連した新たな制度が提案された。「職域開発援助事業の充実」で「小規模作業所(=共同作業所)が重度障害者を一般雇用へ結び付けることに一定の役割を果たしている。…これら小規模作業所に入所している者のうち、一般就職を希望する重度障害者を対象として、生活指導に係る支援を小規模作業所と連携して行う」とし、

今年度政府予算案にも予算化された。その他「障害者雇用支援センター」や精神薄弱者・精神障害者の雇用対策などの新規事業を計上している。

#### (2)雇用対策拡充のための課題

障害者雇用ならびに福祉的就労対策の充実は、障害者の労働権保障の視点から公的責任にもとづく法的・財政的な整備拡充をすすめることが基本である。ここでは、整備拡充のためのいくつかの課題について略記する。

雇用対策拡充のためには、まず先進諸国では、すでに確立している保護雇用制度の確立が求められる。欧州では保護雇用制度のもとに、さまざまな雇用対策があり、近年ではソーシャルファーム(社会的企業)、就労協同組合、援助付き雇用など新しい制度が生まれすでに定着している。その意味で我が国の障害者雇用対策は、公的責任と企業責任を明確にした抜本的な改革を図るべきである。

さらに、福祉的就労対策では、パッチワーク的に成り立ち障害種別に分立した現行の障害者授産施設体系を見直し、本格的な職業リハビリテーション体系を確立することが求められる。とりわけ福祉的就労対策の立ち遅れを背景に生まれた共同作業所の公的制度化は急務の課題であり、第一の運動課題であるといえる。

表1 民間企業における障害者数及び  
実雇用率の推移(各年6月1日現在)

年度	障害者数(人)	実雇用率
1977	128,429	1.09
1978	126,493	1.11
1979	128,493	1.12
1980	135,228	1.13
1981	144,713	1.18
1982	152,603	1.22
1983	155,515	1.23
1984	159,909	1.25
1985	168,276	1.26
1986	170,247	1.26
1987	171,880	1.25
1988	187,115	1.31
1989	195,276	1.32
1990	203,634	1.32
1991	214,814	1.32
1992	229,627	1.36
1993	240,985	1.41